参考資料

1. 沼田市地域公共交通計画策定経過

- 1.1 沼田市地域公共交通活性化協議会
- ■第1回沼田市地域公共交通活性化協議会(令和4年8月9日)
 - 1) 沼田市地域公共交通計画の策定について説明
 - ①計画策定の背景・趣旨
 - ②計画の法定根拠
 - ③計画の策定期間等
- ■第2回沼田市地域公共交通活性化協議会(令和5年1月27日)
 - 1) 沼田市地域公共交通計画策定に係る現況から見る課題と方向性について
 - ①沼田市の公共交通の現況を取りまとめ、分析した結果から課題と方向性について協議
- ■第3回沼田市地域公共交通活性化協議会(令和5年3月27日)
 - 1) 沼田市地域公共交通計画(骨子案)について
 - ①前回からの変更点を中心に協議
- ■第4回沼田市地域公共交通活性化協議会(令和5年5月24日)
 - 1) 沼田市地域公共交通計画策定における基本方針と目標(案) について
 - ①基本理念について協議
 - ②基本方針について協議
 - ③基本目標について協議
- ■第5回沼田市地域公共交通活性化協議会(令和5年9月29日)
 - 1) 沼田市地域公共交通計画策定における基本方針と目標(案)、目標達成に向けた施策(案)について
 - ①本計画の期間内に実施を検討する公共交通ネットワークの再編案について協議
 - ②計画に位置付ける取組について協議
- ■第6回沼田市地域公共交通活性化協議会(令和5年11月17日)
 - 1) 沼田市地域公共交通計画素案について
 - ①前回からの変更点について協議
 - ②目標の評価指標について協議
 - ③計画の進捗管理について協議
- ■第7回沼田市地域公共交通活性化協議会(令和6年2月16日)
 - 1) 沼田市地域公共交通計画(案)について
 - ①前回からの変更点について協議を行い、軽微修正の上、計画を承認

1.2 市民アンケート調査

■日常の移動と公共交通に関するアンケート調査 令和3年2月22日~3月9日

■鉄道・路線バス利用者アンケート

①鉄道利用者: 令和5年2月18日~3月6日 ②バス利用者: 令和5年2月27日~3月13日

1.3 市民意見公募手続き (パブリックコメント)

令和6年1月4日~2月2日

結果:提出意見無し

2. 沼田市地域公共交通活性化協議会規約

(目的)

第1条 沼田市地域公共交通活性化協議会(以下「協議会」という。)は、地域公共交通の活性 化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号。以下「法」という。)第6条第1項の規 定に基づき、地域公共交通計画の作成及び実施に関する協議を行うために設置する。

(事務所)

- 第2条 協議会は、事務所を群馬県沼田市下之町888番地 沼田市役所内に置く。 (事業)
- 第3条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次の業務を行う。
 - (1) 地域公共交通計画の作成及び変更に関する協議に関すること。
 - (2) 地域公共交通計画の実施に関する協議に関すること。
 - (3) 地域公共交通計画に位置付けられた事業の実施に関すること。
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要なこと。 (委員)
- 第4条 協議会の委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。
 - (1) 市職員
 - (2) 公共交通事業者
 - (3) 道路管理者
 - (4) 公安委員会又は警察
 - (5) 公共交通の利用者
 - (6) 学識経験者
 - (7) その他地方公共団体が必要と認める者

(任期)

第5条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員 の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

- 第6条 協議会に会長、副会長を置く。
 - 2 会長は、委員の互選により選出する。
 - 3 会長は、協議会を代表して、その会務を総理する。
 - 4 副会長は、第4条に規定する委員の中から会長が指名する。
 - 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を 代理する。

(会議)

- 第7条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長が議長となる。
 - 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
 - 3 委員は、都合により会議を欠席する場合は、代理の者を出席させるか、委任状を提出して 他の委員に表決を委任することができる。この場合において、当該代理出席者は委員とみな し、委任状を提出した者は会議に出席したものとみなす。
 - 4 会議は、原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事 運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。
 - 5 協議会は、必要があると認められるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又 は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。
 - 6 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(書面による決議)

- 第8条 協議会は、会長が認め、次に掲げる事由に該当するものは、書面による決議を行うことができる。
 - (1) 至急の決議が必要で、協議会を開催するいとまがない場合
 - (2) 事前に協議会において書面による決議の了承を受けている場合
 - (3) やむを得ない事情により協議会を開催することが困難な場合 (協議結果の尊重義務)
- 第9条 協議会で協議が調った事項については、協議会の構成員はその協議結果を尊重しなけれ ばならない。

(分科会)

- 第10条 第3条各号に掲げる業務について専門的な調査及び検討を行うため、必要に応じ協議 会に分科会を設置することができる。
 - 2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。 (事務局)
- 第11条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。
 - 2 事務局は、沼田市総務部企画政策課に置く。
 - 3 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の負担)

第12条 協議会の運営に要する経費は、国の補助金、市の負担金その他の収入をもって充て る。

(監査)

- 第13条 協議会に監査委員を1名置く。
 - 2 協議会の出納監査は、第4条に規定する委員の中から会長が指名する監査委員によって行う。
 - 3 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

- 第14条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。 (協議会が解散した場合の措置)
- 第15条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(委任)

第16条 この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な細則は、会長が別に定める。

附則

- 1 この規約は、令和4年8月9日から施行する。
- 2 この規約の施行後、最初に就任する委員の任期は、第5条の規定にかかわらず、令和6年3 月31日までとする。

3. 沼田市地域公共交通活性化協議会委員名簿(令和6年2月時点)

選定理由	団体または機関	氏名	備考
市職員	沼田市 副市長	川田 正樹	会長
市職員	沼田市 総務部長	安藤 均	副会長
市職員	沼田市 健康福祉部長	角田 真由美	
市職員	沼田市 経済部長	山口 正	
市職員	沼田市 都市建設部長	渡邉 俊夫	
公共交通事業者	関越交通株式会社 常務取締役	阿部 正治	
公共交通事業者	東日本旅客鉄道株式会社 高崎支社ユニットリーダー	近藤 隆俊	
道路管理者	群馬県沼田土木事務所 所長	木内 弘二	
公安委員会又は警察	沼田警察署 署長	吉井 仁	
公共交通の利用者	区長会 副会長	田中 芳明	
公共交通の利用者	老人クラブ連合会 女性委員会委員長	吉野 満由美	
学識経験者	高崎経済大学名誉教授	大島 登志彦	
地方公共団体が必要と認める者	国土交通省関東運輸局 群馬運輸支局 支局長	鷲巣 雄一	
地方公共団体が必要と認める者	群馬県知事戦略部 交通イノベーション推進課 課長	田中 佑典	
地方公共団体が必要と認める者	(一社)群馬県バス協会 協会長	佐藤 俊也	
地方公共団体が必要と認 める者	(一社)群馬県タクシー協会 協会長	清水 憲明	
地方公共団体が必要と認 める者	群馬県タクシー協会 北毛支部支部長	髙橋 良彰	
地方公共団体が必要と認 める者	全国交通運輸労働組合群馬県支部 委員長	荒井 誠	
地方公共団体が必要と認 める者	沼田市社会福祉協議会 常務理事	松井 弘樹	監事
地方公共団体が必要と認 める者	沼田商工会議所 会頭	井熊 開三	
地方公共団体が必要と認 める者	沼田市東部商工会 会長	岡村 正	
地方公共団体が必要と認 める者	沼田市観光協会 会長	山田 龍之介	
地方公共団体が必要と認 める者	利根町観光協会 会長	小尾 孝男	

沼田市地域公共交通計画

令和6年3月

発行:沼田市

編集:沼田市総務部企画政策課

〒378-8501 群馬県沼田市下之町 888 番地

電話 0278-23-2111(代表)

ホームページ https://www.city.numata.gunma.jp/